

議会用語解説

● 一般質問とは

一般質問は、議案に関係なく、行財政や市政全般について、市長をはじめとした執行機関に対して見解などを問うもので、定例会でのみ行われます。

議会では、議案の審議と同じように、一般質問も重要な役割をもっており、市民の考えを市政に反映させるなど、市当局と自由に討議ができる場でもあります。

演壇での質問の際、議事をスムーズに行わせるために会議規則により質問の要旨を文書で前もって提出することになっております。

更に、円滑な議事運営及び適切な答弁を得るためにヒアリング制を導入しています。

● 意見書とは

議会には、その自治体に関係あることや広く市民生活にかかわることについて、国、県または関係行政機関に対し、意見書の提出権が認められております。

これは、地方自治法に基づくもので、住民の代表である議会に意見書を提出する機会を与え行政に住民の意見を反映させようとするものです。

また、意見書の内容は、特に制限はなく、議会で決定して国や県に提出することができます。

請願・陳情はこんな方法で……

請願を市議会へ提出する場合は、次の様式で作成し、議会事務局へ提出して下さい。

- ① 請願・陳情の件名
 (「〇〇に関する請願」または「〇〇に関する陳情」)
- ② 要旨・理由
 (内容は簡単明瞭に)

- ③ 請願・陳情者の住所、氏名及び押印 (多人数で請願・陳情する場合は、必ず代表者を決めてください。)
- ④ 請願は1人以上の議員の紹介が必要です。紹介議員の署名又は記名押印を受けてください。陳情も様式は請願と同じですが、紹介議員は必要ありません。
- ⑤ 請願・陳情の提出はいつでも受け付けますが、当該定例市議会にかかるものは、事務処理の都合上、定例市議会の招集初日の正午までに提出をお願いします。
- ⑥ 請願・陳情の様式は、A4判縦、横書きでお願いします。
- ⑦ 詳しくは議会事務局へお問い合わせください。
 (下記は請願書様式です。)

〇〇に関する請願者名簿

住所	氏名	印

請願者が多人数の場合

〇〇に関する請願

趣旨
〇〇〇〇……。

説明
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇……。
上請願します。

平成〇年〇月〇日
請願者(代表者)住所
氏名 〇

秩父市議会
議長 〇〇〇〇様

(文例)

請願書

紹介議員
氏名 〇
(署名または記名押印)

表紙

編集後記

今年の冬は、ふところ事情の悪化も重なり、寒さが一段と身にしみます。アメリカのサブプライムローン問題を震源とした経済不況の大津波が各国を席捲しているからです。日本でも、大手企業から下請け工場まで、減産に伴う「派遣社員切り」が急増し、非正規社員10万人以上が失職すると予想されます。厳冬を乗り越えるために緊急のセイフティネットの発動が必要で、政治が試されています。さて、議会だより編集委員会は、昨年11月に神奈川県茅ヶ崎市と藤沢市を訪問し、編集方法やタブロイド版化などについて意見交換を行ってきました。それらを参考に、市民の皆様は議会の内容や雰囲気は直接伝わる「議会だより」にして行きたいと思っております。

新井重一郎 記

編集委員

- 委員長 斎藤 捷 栄
- 副委員長 坂本 文 雄
- 委員 新井 重 一
- 委員 新井 重 一
- 委員 富田 恵 子
- 委員 荒船 功